

**平成 22 年度から始まります。!**

### 納付に便利なコンビニ納付についてお知らせ

近年、国民生活様式の多様化などから、コンビニエンスストアでの町税等の公金の支払いを希望される声が高まっていました。

そこで、みなべ町では町民サービスの向上と併せ収納率のアップを図るため、平成 22 年 4 月より、軽自動車税・個人住民税（普徴）・固定資産税・国民健康保険税の税や水道料金・公共下水道料金公金のコンビニ収納の取扱いを実施します。それにより、指定金融機関及び従来の収納代理機関に加え町内のローソン、ファミリーマートを含む全国 18 社のコンビニで、どこでも 24 時間の納付が可能となります。

税を含め公金を納付いただく住民の皆さんに、納めやすい環境を提供することで、利便性や収納率の向上が図られるものと考えています。